

平成29年度

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	成年後見・権利擁護推進事業			事業番号	03-104
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	保健福祉部	小林 幹夫	福祉総務課	三河 秀行	

計 画 (Plan)					
総合計画体系	暮らし力	まちづくり目標	1	誰もが明るく暮らせるまち	
		基本政策	1	健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	
		施策展開の方向	2	みんなで支え合う福祉のまちをつくる	
		施策	3	多様な連携による地域福祉の推進	
予算事業名	成年後見・権利擁護推進事業				
事務区分〔選択〕	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 (選択してください)→			法令上の位置づけ	努力義務規定がある
事業開始年度	開始年度	平成25年度以前 ～		終了年度	—
関連法令等					
国・県の計画等				計画期間	
関連個別計画	第4期伊勢原市障害者計画障害福祉計画 第6期伊勢原市高齢者保健福祉計画 第3期伊勢原市地域福祉計画			計画期間	平成27～29年度 平成27年度から29年度 平成25年度～29年度
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	高齢社会の進展や障害者の地域移行に伴い、財産管理等の判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者などの増加が見込まれます。				
目 的 (何をどうしたいのか)	認知症高齢者や知的・精神障害者などが安心して暮らせるように権利擁護を推進します。				
主な対象 (誰・何を対象に)	認知症高齢者や知的・精神障害者など				
事業内容 (手段、手法など)	・(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを設置し、認知症高齢者や知的・精神障害者などが安心して暮らせるように、相談や成年後見制度の案内等を行い権利擁護の推進を図ります。				
事業行程	項目	年度			
		28年度	29年度		
	市民後見人候補者の研修	法人後見の支援員	法人後見の支援員		
	運営委員会の設置・開催	設置・開催	開催		
	センターの設置・運営	設置・運営	継続運営		
	事業の周知	実施	継続実施		
目 標	【指標名】	【現状】	年度		
			28年度	29年度	
	相談件数	0件	20件	50件	



事業実施(Do)へ

事業実施

(D○)

事業の「取組方針」
(前年度事務事業評価)

実施方法
〔選択・記入〕

○ すべて直接実施

● 左記以外

☒ 業務委託☐ 指定管理

委託先又は指定管理者

伊勢原市社会福祉協議会

☒ 補助金

補助先

伊勢原市社会福祉協議会

☐ その他

具体的内容

実施結果

項目

年度

28年度

29年度

市民後見人候補者の研修

継続実施

運営委員会の設置・開催

設置・開催

センターの設置・運営

設置・運営

事業の周知

実施

実施した取組の内容

目標の達成状況

【指標名】

【現状】

年度

28年度

29年度

相談件数

0件

288件

コスト

年度

28年度 実績

29年度 実績

事業費合計 (a)

7,550

千円

内訳
国県支出金 ①

3,897

千円

地方債 ②

0

千円

その他特財 ③

0

千円

一般財源
(a)-①-②-③

3,653

千円

0

千円

国県支出金の内容

神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金 補助率10/10

その他
特財の
内容

受益者負担

○ 有 ● 無

前回の改定時期

その他

人件費

正規職員

0.21

人

1,817

千円

人

その他の職員

0

人

0

千円

人

人件費合計 (b)

0.21

人

1,817

千円

人

トータルコスト
(a)+(b)

9,367

千円

単位
当たり
コスト対象
数

定義

市民

単位

対象数

101,635

人

総事業費
／対象数

92

円

円

評価 (Check)へ

評 価 (Check)					
進捗状況 〔選択・記入〕	☒ 計画どおり (A) ☐ 概ね計画どおり (B) ☐ 計画どおり進捗せず (C)	A	左記判断理由	平成28年11月1日に伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを開設し、成年後見制度のワンストップ窓口機能の創設や市民後見人活動推進のための組織体制を構築した。併せて、相談件数も目標値よりも大幅に増加した。	
実施水準 〔選択・記入〕	☐ 他市より高い水準で実施 (A) ☒ 他市と同水準で実施 (B) ☐ 他市より低い水準で実施 (C) ☐ 一律に比較できない事業	B	他都市の事業内容等	県内では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、綾瀬市が市民後見人養成事業を実施している。また同センターは、横浜市、川崎市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、海老名市、綾瀬市が設置している。	
有効性 〔選択・記入〕	☒ 高い (A) ☐ 普通 (B) ☐ 低い (C)	A	左記判断理由	成年後見制度の充実を着実に推進でき、高齢者や障害などの法的な保護・支援体制の整備を図ることができた。	
効率性 〔選択・記入〕	☒ 効率的に実施されている (A) ☐ 改善の余地がある (B) ☐ 抜本的な改善が必要である (C)	A	左記判断理由	伊勢原市社会福祉協議会へ業務委託し、実務経験を活かした効率的な運営ができています。	



取組の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)				
所属長による今後の方向性の判断	方向性 〔選択〕	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上継続	事業推進上の課題	- 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの相談件数を継続維持する方法を検討する必要がある。 - 新たな市民後見人養成の必要性、時期、方法を検討する必要がある。
次年度取組方針		- 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの円滑な運営及び充実と、市民後見人の有機的活用を図る。 - 新たな市民後見人養成の検討を行う。		
所管部長による総評		- 高齢社会への対応として成年後見・権利擁護推進センターを開設し、支援体制の整備を図ることができたことは評価できる。 - 引き続き、支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように、成年後見制度等の利用を促進し、権利擁護の推進に努める。 - また、センターの安定運営及び市民後見人の充実による後見人制度の更なる充実・強化に努めていく。		